

地域と創る 冬みち通信

発行：中央区土木部維持管理課（中央区土木センター）

〒060-0012 札幌市中央区北12条西23丁目2-5

S.D.C北12条ビル2階 TEL614-5800



◎ 砂まきにご協力をお願いします

冬季の転倒事故を防止するため、市では、人通りの多い歩道に砂をまくなどの対策をしています。気温や降雪などにより路面状況がめぐらしく変化することから、ご自身や後から通る方のため、道路への砂まきを皆さんにお願いしています。

ポイント

- 砂箱の中には、**滑り止め用の砂（砂袋）**が入っています。
- 砂は、**誰でも利用**※できます。

※道路（歩道・車道）への砂まきが対象

〈砂箱・砂袋の一例〉



土砂木のセブン充電電話じやに

作：札幌マンガ・アニメ＆声優専門学校 小嶋 ゆらさん

詳細



札幌市中央区土木部維持管理課 TEL 614-5800

【守ろう！！冬のルール】



皆さまのご協力で
冬と一緒に乗り切
りましょう！！

詳細



◎公園への雪入れにはルールがあります

公園に雪を入れることは、原則禁止としています。

ただし、町内会と市（土木センター）の間で『覚書』を交わしている公園に限り、地域の雪置き場として利用できます。



『覚書』…責任やルールを記した書面



- 遊具・樹木の周りに雪を置かない
- 重機での雪入れはしない
- 春の清掃を行う
- 安全パトロールを行う



雪入れ時お願い

- ・公園は、**子供たちの貴重な遊び場**です。
→遊んでいる**子どもたちへの見守りや注意喚起**にご配慮をお願いします。
- 安全な公園環境の維持にご理解とご協力をお願いします。

スロープを作る時の注意点

- ・道路と直線的につながない
- ・勾配を緩くする



◎新雪除雪の雪処理にご協力をお願いします

まとまった降雪があった時に出動する新雪除雪は、深夜から早朝までの時間帯で作業を行います。限られた時間の中で限られた人手や除雪機械により、全ての道路の除雪を終わらせるには、かき分けるだけで精一杯です。玄関や車庫の前など出入口に寄せられた雪の処理を皆さんにお願いしています。

新雪除雪

道路の両脇に雪を
かき分けます

【雪の寄せ先】

道路脇（一連）

※出入口やロードヒーティングなどで雪がない場所も対象



路面整正

【雪の寄せ先】

雪を置ける場所

※民間排雪サービスなどで雪がない
場所も対象

できるだけ出入口を避け
てふり分けます



〔土木センターからのお知らせ〕

- ・除雪センター区域図など、今年度の除雪に関する情報は広報さっぽろ12月号に綴込みの『冬のくらしガイド（中央区版）』をご確認願います。
- ・市の雪対策に関するパンフレットや動画などを掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



〔お問い合わせ〕

中央区土木部維持管理課
(中央区土木センター)

TEL 614-5800



さっぽろ市
02-Q02-24-2166
R6-2-1433